**地域商品券の電⼦化及びキャッシュレス決済の普及促進事業**

一般競争入札実施要領

玉野マリンカード協同組合

令和2年12月

１ 目的

玉野マリンカード協同組合では、地域商品券の電子化（地域電子マネー）とICカード対応のクレジット決済が可能な端末機を導入することにより、紙の商品券の煩雑さを解消するとともに、ICカード対応のクレジット決済端末の普及を目指す事を目的に地域商品券の電子化及びキャッシュレス決済の普及促進事業（以下「本事業」という。）を検討しているところである。

これらの目的を達成するため、本事業の履行にもっとも適したシステム提供者を選定する。

２ 事業の概要

(1) 事業名

玉野マリンカード協同組合　地域商品券の電子化及びキャッシュレス決済の普及促進事業(2) 事業内容

別紙「玉野マリンカード協同組合　地域商品券の電子化及びキャッシュレス決済の普及促進事業要求仕様書」のとおり

(3) 履行期限

令和3年6月30日まで

３ 参加資格

本事業の入札に参加することができる事業者は、以下の要件のすべてを満たす法人格を有する民間団体等とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項に規定する者に該当しないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の４第２項の規定に基づく玉野市の入札参加の制限を受けていないこと。

(3) 契約締結の日までの間に、玉野市の指名停止基準に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団ではなく、かつ、その役員が暴力団員等ではないこと。

(5)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始後又は再生計画認可の決定が確定した後、玉野市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りではない。

(6) 租税の滞納がないこと 。

(7) 本業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等を有し、キャッシュレス決済システム事業の導入実績があり、これらを証明できること。

４ スケジュール

事業者選定までのスケジュールは、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 期間等 |
| 実施要領の公表 | 令和２年１２月１８日（金） |
| 質問書の受付期限 | 令和２年１２月２４日（木） 午後５時 |
| 質問書の回答 | 令和２年１２月２８日（月） |
| 入札参加表明書と見積書の提出期限 | 令和３年　１月　４日（月） 午後５時 |
| 落札者の決定 | 令和３年　１月　５日（火） |

５　質問受付及び回答

本事業の入札に関する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出書類 質問書（様式１）

(2) 提出方法 E-mailで玉野マリンカード協同組合へ提出

(3) 提出先 info@tamanocci.jp

(4) 提出期限 令和２年１２月２４日（木）午後５時まで

(5) 質問の回答 各事業者からの質問事項をすべて取りまとめ、参加者全員にE-mailで回答するものとし、回答内容は仕様書の追加変更となる。

(6) 回答日 令和２年１２月２８日（月）

６ 入札書類の提出

本事業の入札に参加意思がある場合は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

①入札参加表明書（様式２）

②見積書（任意様式）

③製品カタログ等（任意様式）

(2)提出方法　持参又は郵送（配達証明付書留郵便による郵送に限る。ただし、提出期間内必着とする。）により提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く午前９時から午後５時までとする（面談はいたしません）。

(3) 提出期限 令和３年１月４日（月） 午後５時まで

(4) 提出先 〒706-8533　岡山県玉野市築港１－１－３

　玉野商工会議所内　玉野マリンカード協同組合　宛

７ 落札予定者の決定

予定価格の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が二者以上あるときは、くじ引きにより落札予定者を決定する。

８ 契約

契約締結にあたっては、令和３年１月上旬に契約書を作成するものとする。

９ 失格事項

落札者予定者が以下のいずれかに該当した場合は失格とし、すでに提出された入札書類はすべて無効とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 参加資格を満たさなくなった場合

(3) 提案内容が要求仕様書に合致しない場合

(4) 審査の公平性を害する行為があった場合

(5) そのほか著しく信義に反する行為があった場合

１０ 入札の延期または中止

入札書類の受付をし、落札者を決定する前に入札手続きの誤りまたは不正行為が発覚した場合は、当該入札を延期または中止する。

１１ その他

(1) 新型コロナウイルス感染予防のため、面談はいたしません。

(2) 見積書の作成及び提出に係る費用は、参加事業者の負担とする。

(3) 提出書類は返却しない。

１２ 問い合わせ先

玉野マリンカード協同組合

住 所：岡山県玉野市築港１－１－３　玉野商工会議所内

ＴＥＬ： 0863-33-5010

ＦＡＸ： 0863-31-5558

E-MAIL： yamamoto@tamanocci.jp

以上